



長野県報

9月7日(木)
令和5年
(2023年)
第438号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課)..... 1

告示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)..... 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 2

公共測量の実施(2件)(建設政策課)..... 3

公共測量の終了(建設政策課)..... 4

長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正(労働委員会事務局)..... 4

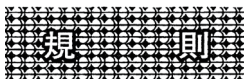
公告

特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(交通政策課)..... 5

家畜商法に基づく講習会の開催(園芸畜産課)..... 6

特定調達契約に係る一般競争入札(8件)(道路管理課)..... 7

特定調達契約に係る一般競争入札(教育政策課)..... 22



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第45号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のアの(ウ)中「330円」を「340円」に改め、同1のイの(ア)のII中「628万5,000円」を「677万5,000円」に改め、同表の2のアの(ウ)中「1,180円」を「1,230円」に改め、同表の3のウの(ア)中

18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300

を

19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600

に改め、同ウの(イ)中

6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

を

6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

に改め、同表の6を次のように改める。

6 被災した住宅の応急修理

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(7) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

(4) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、その修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり5万円以内とする。

(9) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(7) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(4) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

I IIに掲げる世帯以外の世帯 70万6,000円

II 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3,000円

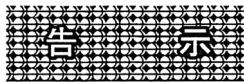
(9) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。

別表第1の8のウの(イ)中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改め、同表の9のウ中「21万3,800円」を「21万9,100円」に、「17万900円」を「17万5,200円」に改め、同表の11のウの(イ)中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表の12のイ中「13万8,300円」を「13万8,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第498号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
千曲市大字稲荷山字王地1196番地4の一部及び1196番地6の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一